

## 五月三日の会通信

15

神戸から  
岡山から  
徳島から  
東京関東学院大学から  
京都から

22 20 15 11 1

13. VII. 1973

研究とは、研究室とは何かという問い合わせを提起しながら進行してきた、神戸大学松下研究室をめぐる民事裁判二つのうち七一年四月八日付の神戸簡裁の仮処分命令の当否をめぐって争われていた、いわゆる仮処分異議公判のほうが、本年六月一三日、判決の言い渡しを迎えた。

判決の方向を予測してか国側の代理人たちはすべて不在。判事たちは、判決の主文だけをそそくさと読みあげて退席した。判決理由が表面的なもので終ったことが、かれらに気がきいていたか、どうか。研究とは、研究室とは、という問い合わせも、内容ゆたかな数かずの証言も、判決理由のどこにも、わずかなかけさえとどめていない。

しかし、ついに参加というにたりる参加はなしえなかつたとはいえ、二年にわたる公判過程に立ち会った者たちは、あらためて静かに、するどい憤りを胸にいだくだろう。この公判が明らかにしてきた多くのことがら、公判過程で見られたさまざまな側からのさまざまな表現は、判決とは別のところに渦巻くことをやめはしない。(N)

神戸から

△通信▽所載の、この仮処分異議公判関係の主要な表現を、つきに一覧表にしておく

△通信▽所載の、この仮処分異議公判関係の主要な表現を、つぎに一覧表にしておく												
4号	70	・	10	・	28	神戸簡裁仮処分決定書	7号	71	・	12	△松下氏ビラ	
6号	71	・	4	・	8	松下氏異議申立書	8号	71	・	5	・	1 松下氏ビラ
7号	71	・	5	・	1	脇阪氏意見書	9号	71	・	5	・	20 国側訴状
8号	71	・	5	・	3	補助参加申立書	10号	72	・	3	・	8 松下氏△処分過程にかんする上申書▽(一)
9号	71	・	6	・	1	△松下氏ビラ	11号	72	・	4	・	17 口頭弁論メモ
10号	72	・	6	・	2	松下氏ビラ	12号	72	・	7	・	5 口頭弁論メモ
11号	72	・	7	・	2	松下氏ビラ	13号	72	・	9	・	20 △9・20証言▽の(不)可能性へむかうレジュメ
12号	72	・	8	・	1	松下氏ビラ	14号	72	・	10	・	25 口頭弁論メモ
13号	72	・	11	・	15	△国側湯浅証人の発言要旨	15号	72	・	11	・	15 口頭弁論メモ
14号	72	・	12	・	1	第一回口頭弁論調書	16号	72	・	12	・	15 口頭弁論メモ
15号	72	・	13	・	1	△民△事△法廷△舞△こん△だ紙片	17号	72	・	13	・	15 口頭弁論メモ
16号	72	・	14	・	1	△松下氏申入書・審問請求書・特別抗告申立書	18号	72	・	14	・	17 口頭弁論メモ
17号	72	・	15	・	1	△神戸地裁決定	19号	72	・	15	・	17 口頭弁論メモ
18号	72	・	16	・	1	△証拠調申請書	20号	72	・	16	・	17 口頭弁論メモ
19号	72	・	17	・	1	△松下氏答弁書	21号	72	・	17	・	17 口頭弁論メモ
20号	72	・	18	・	1	△松下氏ビラ	22号	72	・	18	・	17 口頭弁論メモ
21号	72	・	19	・	1	△松下氏ビラ	23号	72	・	19	・	17 口頭弁論メモ
22号	72	・	20	・	1	△松下氏ビラ	24号	72	・	20	・	17 口頭弁論メモ
23号	72	・	21	・	1	△松下氏ビラ	25号	72	・	21	・	17 口頭弁論メモ
24号	72	・	22	・	1	△松下氏ビラ	26号	72	・	22	・	17 口頭弁論メモ
25号	72	・	23	・	1	△松下氏ビラ	27号	72	・	23	・	17 口頭弁論メモ
26号	72	・	24	・	1	△松下氏ビラ	28号	72	・	24	・	17 口頭弁論メモ
27号	72	・	25	・	1	△松下氏ビラ	29号	72	・	25	・	17 口頭弁論メモ
28号	72	・	26	・	1	△松下氏ビラ	30号	72	・	26	・	17 口頭弁論メモ
29号	72	・	27	・	1	△松下氏ビラ	31号	72	・	27	・	17 口頭弁論メモ
30号	72	・	28	・	1	△松下氏ビラ	32号	72	・	28	・	17 口頭弁論メモ
31号	72	・	29	・	1	△松下氏ビラ	33号	72	・	29	・	17 口頭弁論メモ
32号	72	・	30	・	1	△松下氏ビラ	34号	72	・	30	・	17 口頭弁論メモ
33号	72	・	31	・	1	△松下氏ビラ	35号	72	・	31	・	17 口頭弁論メモ
34号	72	・	32	・	1	△松下氏ビラ	36号	72	・	32	・	17 口頭弁論メモ
35号	72	・	33	・	1	△松下氏ビラ	37号	72	・	33	・	17 口頭弁論メモ
36号	72	・	34	・	1	△松下氏ビラ	38号	72	・	34	・	17 口頭弁論メモ
37号	72	・	35	・	1	△松下氏ビラ	39号	72	・	35	・	17 口頭弁論メモ
38号	72	・	36	・	1	△松下氏ビラ	40号	72	・	36	・	17 口頭弁論メモ
39号	72	・	37	・	1	△松下氏ビラ	41号	72	・	37	・	17 口頭弁論メモ
40号	72	・	38	・	1	△松下氏ビラ	42号	72	・	38	・	17 口頭弁論メモ
41号	72	・	39	・	1	△松下氏ビラ	43号	72	・	39	・	17 口頭弁論メモ
42号	72	・	40	・	1	△松下氏ビラ	44号	72	・	40	・	17 口頭弁論メモ
43号	72	・	41	・	1	△松下氏ビラ	45号	72	・	41	・	17 口頭弁論メモ
44号	72	・	42	・	1	△松下氏ビラ	46号	72	・	42	・	17 口頭弁論メモ
45号	72	・	43	・	1	△松下氏ビラ	47号	72	・	43	・	17 口頭弁論メモ
46号	72	・	44	・	1	△松下氏ビラ	48号	72	・	44	・	17 口頭弁論メモ
47号	72	・	45	・	1	△松下氏ビラ	49号	72	・	45	・	17 口頭弁論メモ
48号	72	・	46	・	1	△松下氏ビラ	50号	72	・	46	・	17 口頭弁論メモ
49号	72	・	47	・	1	△松下氏ビラ	51号	72	・	47	・	17 口頭弁論メモ
50号	72	・	48	・	1	△松下氏ビラ	52号	72	・	48	・	17 口頭弁論メモ
51号	72	・	49	・	1	△松下氏ビラ	53号	72	・	49	・	17 口頭弁論メモ
52号	72	・	50	・	1	△松下氏ビラ	54号	72	・	50	・	17 口頭弁論メモ
53号	72	・	51	・	1	△松下氏ビラ	55号	72	・	51	・	17 口頭弁論メモ
54号	72	・	52	・	1	△松下氏ビラ	56号	72	・	52	・	17 口頭弁論メモ
55号	72	・	53	・	1	△松下氏ビラ	57号	72	・	53	・	17 口頭弁論メモ
56号	72	・	54	・	1	△松下氏ビラ	58号	72	・	54	・	17 口頭弁論メモ
57号	72	・	55	・	1	△松下氏ビラ	59号	72	・	55	・	17 口頭弁論メモ
58号	72	・	56	・	1	△松下氏ビラ	60号	72	・	56	・	17 口頭弁論メモ
59号	72	・	57	・	1	△松下氏ビラ	61号	72	・	57	・	17 口頭弁論メモ
60号	72	・	58	・	1	△松下氏ビラ	62号	72	・	58	・	17 口頭弁論メモ
61号	72	・	59	・	1	△松下氏ビラ	63号	72	・	59	・	17 口頭弁論メモ
62号	72	・	60	・	1	△松下氏ビラ	64号	72	・	60	・	17 口頭弁論メモ
63号	72	・	61	・	1	△松下氏ビラ	65号	72	・	61	・	17 口頭弁論メモ
64号	72	・	62	・	1	△松下氏ビラ	66号	72	・	62	・	17 口頭弁論メモ
65号	72	・	63	・	1	△松下氏ビラ	67号	72	・	63	・	17 口頭弁論メモ
66号	72	・	64	・	1	△松下氏ビラ	68号	72	・	64	・	17 口頭弁論メモ
67号	72	・	65	・	1	△松下氏ビラ	69号	72	・	65	・	17 口頭弁論メモ
68号	72	・	66	・	1	△松下氏ビラ	70号	72	・	66	・	17 口頭弁論メモ
69号	72	・	67	・	1	△松下氏ビラ	71号	72	・	67	・	17 口頭弁論メモ
70号	72	・	68	・	1	△松下氏ビラ	71号	72	・	68	・	17 口頭弁論メモ
71号	72	・	69	・	1	△松下氏ビラ	72号	72	・	69	・	17 口頭弁論メモ
72号	72	・	70	・	1	△松下氏ビラ	73号	72	・	70	・	17 口頭弁論メモ
73号	72	・	71	・	1	△松下氏ビラ	74号	72	・	71	・	17 口頭弁論メモ
74号	72	・	72	・	1	△松下氏ビラ	75号	72	・	72	・	17 口頭弁論メモ
75号	72	・	73	・	1	△松下氏ビラ	76号	72	・	73	・	17 口頭弁論メモ
76号	72	・	74	・	1	△松下氏ビラ	77号	72	・	74	・	17 口頭弁論メモ
77号	72	・	75	・	1	△松下氏ビラ	78号	72	・	75	・	17 口頭弁論メモ
78号	72	・	76	・	1	△松下氏ビラ	79号	72	・	76	・	17 口頭弁論メモ
79号	72	・	77	・	1	△松下氏ビラ	80号	72	・	77	・	17 口頭弁論メモ
80号	72	・	78	・	1	△松下氏ビラ	81号	72	・	78	・	17 口頭弁論メモ
81号	72	・	79	・	1	△松下氏ビラ	82号	72	・	79	・	17 口頭弁論メモ
82号	72	・	80	・	1	△松下氏ビラ	83号	72	・	80	・	17 口頭弁論メモ
83号	72	・	81	・	1	△松下氏ビラ	84号	72	・	81	・	17 口頭弁論メモ
84号	72	・	82	・	1	△松下氏ビラ	85号	72	・	82	・	17 口頭弁論メモ
85号	72	・	83	・	1	△松下氏ビラ	86号	72	・	83	・	17 口頭弁論メモ
86号	72	・	84	・	1	△松下氏ビラ	87号	72	・	84	・	17 口頭弁論メモ
87号	72	・	85	・	1	△松下氏ビラ	88号	72	・	85	・	17 口頭弁論メモ
88号	72	・	86	・	1	△松下氏ビラ	89号	72	・	86	・	17 口頭弁論メモ
89号	72	・	87	・	1	△松下氏ビラ	90号	72	・	87	・	17 口頭弁論メモ
90号	72	・	88	・	1	△松下氏ビラ	91号	72	・	88	・	17 口頭弁論メモ
91号	72	・	89	・	1	△松下氏ビラ	92号	72	・	89	・	17 口頭弁論メモ
92号	72	・	90	・	1	△松下氏ビラ	93号	72	・	90	・	17 口頭弁論メモ
93号	72	・	91	・	1	△松下氏ビラ	94号	72	・	91	・	17 口頭弁論メモ
94号	72	・	92	・	1	△松下氏ビラ	95号	72	・	92	・	17 口頭弁論メモ
95号	72	・	93	・	1	△松下氏ビラ	96号	72	・	93	・	17 口頭弁論メモ
96号	72	・	94	・	1	△松下氏ビラ	97号	72	・	94	・	17 口頭弁論メモ
97号	72	・	95	・	1	△松下氏ビラ	98号	72	・	95	・	17 口頭弁論メモ
98号	72	・	96	・	1	△松下氏ビラ	99号	72	・	96	・	17 口頭弁論メモ
99号	72	・	97	・	1	△松下氏ビラ	100号	72	・	97	・	17 口頭弁論メモ
100号	72	・	98	・	1	△松下氏ビラ	101号	72	・	98	・	17 口頭弁論メモ
101号	72	・	99	・	1	△松下氏ビラ	102号	72	・	99	・	17 口頭弁論メモ
102号	72	・	100	・	1	△松下氏ビラ	103号	72	・	100	・	17 口頭弁論メモ
103号	72	・	101	・	1	△松下氏ビラ	104号	72	・	101	・	17 口頭弁論メモ
104号	72	・	102	・	1	△松下氏ビラ	105号	72	・	102	・	17 口頭弁論メモ
105号	72	・	103	・	1	△松下氏ビラ	106号	72	・	103	・	17 口頭弁論メモ
106号	72</td											

(二) 債務者は、事務取扱から昭和四四年一月八日付公文書

をもつて昭和四三年度一般教育課程後期の債務者担当科目の成績表提出および翌年度一般教育課程後期の授業担当を要求され、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告されたのに対し、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目についてはレポート採点する意思を表明し、また、翌年度一般教育課程後期授業時間割への債務者の授業の組入れを申し出たものの、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者二四三名全員に〇点をつけた。また、翌年度一般教育課程後期の授業については、債務者の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けると宣言して開講せず、事務取扱からの警告および休講不承認の通告にも拘らず、同期の授業を行なわなかつたそのため、教養部教授会は、債務者担当授業の受講生を他の教員の授業にふりわけ受講せしめることを余議なくされた。

席し、事務取扱から同年一〇月一日付公文書をもって出席を勧告された後も、翌年四月一五日までの間に（同年一月一四日を除き）開催された同教授会に出席しなかった。

四、債務者は、昭和四年三月三日、同年度神戸大学入学試験第一日目の第一試験場（神戸市立御影工業高等学校）において、同大学教職員に対し入学試験事務拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた事務取扱の説得にも拘らず、右はり紙を撤去しなかつた。また翌三四月四日、第八試験場（兵庫県立神戸高等学校）付近において配付された右はり紙と同旨の債務者名のビラも、同人が作成したものであった。

助教授担当の英語の試験場（教養部学舎しし教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、一部の学生による妨害のため混乱していた萩野目博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎じ四〇一教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。

債務者は、昭和四四年一二月三日同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入り込み、同教授会を中止するやむなきに至らしめた。また、昭和四五五年四月八日、一部の学生とともに教養部教授会開催予定時刻の約一時間前から会場への通路に坐り込んで教授会開催を困難ならしめ、事務取扱の退去命令にも応じなかつた。

による不法占拠状態解除後、しばしば教養部学舎廊下の壁扉等にマジック・インクで落書きをしたが、同年一月八日、前記ＬＬ教室を占拠した際同教室内の壁にマジック・インキで落書きをした。また、同年一二月下旬から昭和四年一月上旬にかけては、教養部学舎の多数の教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書し、授業に支障を与えた更に、同年三月に教養部当局により汚損箇所が修復された後も、債務者は落書きを止めなかつた。

○一条第一項の規定に違反するものである。そこで、任命権者である神戸大学長事務取扱は、昭和四五年一〇月一六日同法第八二条第一ないし第三号の規定により債務者を懲戒処分として免職した。

五、学長事務取扱が、神戸大学評議会の議に基き、昭和四四

年八月七日および同八日、同大学学舎等の不法占拠状態を解除するため、右学舎等の不法占拠者に対し退去命令を発し大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命令した際、債務者は、これらの命令に従わず、右両日にわたり教養部学舎内に残留して退去しなかつた。

(イ)、債務者は、昭和四四年八月八日に不法占拠状態が解除されたところのB一〇九教室を、再々の事務取扱からの使用禁止、明け渡しの通告をも無視して、同年九月一日から翌年二月二八日まで一部の学生とともに不法占拠して無断使用した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

(ウ)、債務者は、昭和四四年度一般教育課程前期授業開始第一日目の同年八月一日、一部の学生とともに小林正光教授の化学の教授が行なわれるB一〇九教室に入り込んで同教室の教壇を占拠し、同教授の抗議や事務取扱らによる退去説得にも応ぜず、いったん室外に連れ出された後も再び室内に入りつて教壇の占拠を続けて同教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。

(エ)、債務者は、昭和四四年九月二十四日、一部の学生とともに教養部N四〇一教室の人口付近に坐り込み、同教室において行なわれる湯木昭八郎講師を担当主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。

(オ)、債務者は、昭和四四年一〇月八日および同九日の両日、

（二）債務者は、昭和四三年度一般教育課程後期期末試験第一  
一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に  
机、椅子等を持ち出してバリケードを築いて同学舎の一部  
を封鎖し、右九日の教養部の授業の多くを中止するのやむ  
なきに至らしめた。

4.  
債務者は、教養部ドイツ語講師として別紙目録記載の研究室（以下単に本件研究室という）の使用を許されていたが、右免職処分によりその使用を許されなくなつたにもかかわらずその後も本件研究室の使用を継続するので債権者は、教養部長を通じ債務者に対し昭和四五年一〇月一六日、同月二六日、同年一一月六日、同月一七日、同年一二月五日および同月一七日と五回にわたつて本件研究室の明渡しを要求したに拘らず債務者は、右要求に応じない。

保全の必要性について  
ところで、教養部文科系教官の昭和四六年三月現在の現員  
数は七五名（但し、債務者を除く。）であるのに對し、教官  
研究室（個室）は七一室であつて二名同室の研究室が五室存

在している。従つて、右の二名同室の研究室を一人使用しなければならないのに、債務者が從前どおり一室を利用されることは、教養部文科系教官の研究活動に不便を強いることになるばかりか、同年四月からの新年度には現員一名の増加が決定されており、債務者が四月以降も本件研究室の使用を継続すれば、教官に対し現在以上の不便を強いなければならなくなり、教官の研究活動に著しい支障を生ずることになるなお、既に、中川努教官が本件研究室に入室できている。

また、債務者が本件研究室を使用するに伴い、同人に同調する一部学生が本件研究室に出入りして楽器を演奏したりして喧騒をきわめ、更に、本件研究室やその付近の研究室、施設に債務者あるいは右学生らによる落書が行なわれ、付近研究室入室教官の研究室使用を不可能にしているうえ、債務者や一部学生は、本件研究室を本拠として教養部建物の窓ガラスや扉の破損、建物への落書、教室の無断使用、授業妨害および入学試験の妨害等を行ない。大学の管理運営に重大な支障を与えていたものであり、債務者らによる昭和四六年四月一二日の神戸大学入学式の妨害も予想される。

6. 債権者は、債務者を被申請人として神戸簡易裁判所に対し仮処分の申請（昭和四六年四月八日立入禁止等仮処分命令申請事件）をし、同裁判所は、同年四月八日「債務者は、別紙目録記載の研究室に立てる等して、同室に対する債権者の使用を実力をもって妨害してはならない」という仮処分決定がなされた。

そこで右仮処分決定の認可を求める。

## 二、申請の理由に対する答弁および主張

1. 本件処分は、その内容に次のとおり重大かつ明白な瑕疵があるから無効である。

(一) 同2(二)の記載の落書を処分理由とすることは債務者の論文等の表現と同じ比重と方向性で表現されたものを落書として消去したうえ、それを処分理由とするもので処分者の表現意識の低劣さを示すものというべく、それは正当な処分理由とはなり得ない。

2. (一) 教養部教授会が昭和四五年三月に設置した調査委員会なものは本件処分に関する調査委員会ではなく、教養部における授業の時間割に関する調査委員会である。かりに、それが本件処分に関する調査委員会であるとしても、その構成および活動内容は教授会メンバーにすら秘匿したままで、しかも、右委員会では当事者たる債務者に対し陳述および反論の機会を与えていない。従つて、右委員会が同年四月一五日になした報告は本件処分のための報告とみるることはできない。

(二) 教養部教授会は教授会出席者の三分の二以上の賛成をもつて債務者を懲戒処分に付する旨の議決をしておらず、ただ処分の程度について意見分布をとったに過ぎない。また大学の自治および学部の自治のたまえから、懲戒処分はその具体的な内容をも当該学部が議決がなされることはないにも拘らず、本件処分の場合には懲戒処分の具体的な内容についてまでは決定していない。

(三) 神戸大学の教授会では慣行上人事に関しては調査報告と同様に処分についての採決がなされることはないとても拘らず、本件処分の場合は慣行が無視されている。

(四) 助手は教養部教授会にオブザーバーとして参加する権利を持ち、また、学長および教養部長選挙の投票権を持つて

実はない。

(二) 同2(二)の記載の落書を処分理由とすることは債務者の論

文等の表現と同じ比重と方向性で表現されたものを落書として消去したうえ、それを処分理由とするもので処分者の表現意識の低劣さを示すものといふべく、それは正当な処分理由とはなり得ない。

3. (一) 同2(二)の記載の落書を処分理由とすることは債務者の論文等の表現と同じ比重と方向性で表現されたものを落書として消去したうえ、それを処分理由とするもので処分者の表現意識の低劣さを示すものといふべく、それは正当な処分理由とはなり得ない。

(一) 教養部教授会は教授会出席者の三分の二以上の賛成をもつて債務者を懲戒処分に付する旨の議決をしておらず、ただ処分の程度について意見分布をとったに過ぎない。また大学の自治および学部の自治のたまえから、懲戒処分はその具体的な内容をも当該学部が議決がなされることはないにも拘らず、本件処分の場合には懲戒

処分の具体的な内容についてまでは決定していない。

(三) 神戸大学の教授会では慣行上人事に関しては調査報告と同様に処分についての採決がなされることはないとても拘らず、本件処分の場合は慣行が無視されている。

(四) 助手は教養部教授会にオブザーバーとして参加する権利を持ち、また、学長および教養部長選挙の投票権を持つて

(一) 申請の理由2(二)記載の事実のうち債権者が〇点採点をしたことは教養部教授会で承認されているから正当な処理由とはなり得ない。

(二) 同2(二)記載の教養部教授会欠席は正当な処理由とはなり得ない。

(三) 同2(四)記載のはり紙およびビラ作成を処理理由にするならば一切の思想、表現を処理することになって不当である。それは正当な処理由とはなり得ない。

(四) 同2(五)記載の事実のうち不退去の事実はなく、仮りにあつたとしても退去命令の根拠が明らかにされていないから退去命令に従わなかつたとしてもそれは正当な処理由とはなり得ない。

(五) 同2(六)記載の不法占拠が処理理由とされているが、B一〇九号室を中心て展開されている自主講座運動こそが空間の意味を最大限に生かしたものであつて、B一〇九号室はいかなる参加者にも平等に解放されていたものであるからそれは正当な処理由とはなり得ない。

(六) 同2(七)記載のような事実はない。

(七) 同2(八)記載の授業を中止させたことはなく、右授業は実質的に休講になつたに過ぎない。

(八) 同2(九)記載のような事実はない。

(九) 同2(二)記載の事実のうち荻野目博道教授担当の英語の試験場で受験拒否をしそうする文書を板書したことは相手の心的内部に影響を及ぼす表現行為をしたにすぎないからそれは正当な処理由とはなり得ない。

(十) 同2(二)の記載によると、債務者が教授会の開催を中止させ、また、その開催を困難ならしめ退去命令にも応じなければ正当な処理由とはなり得ない。

(十一) 同2(二)の記載によると、債務者が参考人一六名の直接口頭による意見陳述を申請したにも拘らず、僅か四名からしかも債務者の口頭陳述終了後に、文書による間接的方法で意見を聽取するにとどめた。

(十二) 仮に、本件処分に重大かつ明白な瑕疵がないとしても、神戸大学には、教官の退職、転任後も希望する必要期間は研究室を使用できる慣行が存在するものであるから、債務者も本件研究室を使用することができる。

(十三) 申請の理由5記載の主張は争う。教養部において研究室が不足しているのであれば、A四三〇号室およびB四〇七号室が使用されなければならないにも拘らず右両室とも使用されないし、債務者も研究室不足のために本件研究室の共同使用の申出があるならばいつでもそれに応じる用意があり、また、本件研究室と授業、入試妨害とは関係がないから、本件仮処分の必要性はない。

## 第三 1. 債権者

1. 債権者

(一) 甲第一、第二号証、甲第三、四号証の各一、二、甲第五ないし第一五号証、甲第一六号証の一ないし四〇、甲第一七号証の一ないし三、甲第一八号証の一ないし六、甲第一九、第二〇号証および甲第二一号証の一ないし七

2. 証拠関係

(一) 乙第一ないし第三号証、乙第六号証の一、二、乙第七号証人湯浅光朝

よび第九号証の成立はいずれも認める。その余の乙号各証  
すれも知らない。

2. 債務者

(一) 乙第一ないし第四号証、乙第五号証のA、B、乙第六号  
証の一、二、乙第七号証、乙第八号証の一、二、乙第九、  
第一〇号証、第一一号証の一ないし八および乙第一二号証  
の一ないし六

証人讀岐田訓および同赤木真澄

(二) 債務者本人

甲号各証の成立はいずれも知らない。

理

由

一、甲請の理由1.記載の事実は債務者において明らかに争わないか  
ら、自白したものとみなす。

二、1. 証人湯浅光朝の証言により真正に成立したものと認められる  
甲第一、二号証により真正に成立したものと認められる  
由により本件処分を受けたことが一応認められる。

2. 同証人の証言により真正に成立したものと認められる甲第一  
二、一三号証および同証言を総合すると、本件処分理由とされ  
た事実はその存在が一応認められる。

三、そこで、先づ、債務者が主張するように本件処分の内容に重大  
かつ明白な瑕疵があるか否かにつき判断する。

債務者が昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定で受講  
生全員に○点採点したことは教養部教授会でも承認されていたこ  
とが一応認められるので、右の○点採点が本件処分理由の一にさ  
れたことは不当であるが、その他の本件処分理由を総合して勘案  
するならば、本件処分は、いまだその内容に重大かつ明白な瑕疵  
があると認められない。

ということはできない。

五、更に、債務者は、本件処分が有効だとしても、神戸大学には教  
官の退職、転任後も希望する必要期間は研究室を使用できる慣行  
が存在するから、債務者は本件研究室を使用できる旨主張するが、  
本件全疎明によるも右慣行が存在することは認められないから債務  
者の右主張は理由がない。

六、そこで、更に進んで仮処分の必要性につき判断するに、前記認  
定事実によれば、債務者は本件処分により本件研究室を占有機関  
として使用し得る地位を喪失したことが明らかであるから、本件  
仮処分の必要性があることはいうまでもない。

七、よって、債務者の本件仮処分命令申請は理由があるから、さき  
に右申請を容れてなした前記仮処分決定を認可することとし、訴  
訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり  
判決する。

裁判官田中觀一郎、同小川良昭はいずれも転任につき署名捺印す  
ることができる。

裁判官田中觀一郎、同小川良昭はいずれも転任につき署名捺印す  
ることができる。

神戸地方裁判所第三民事部

裁判長裁判官

山 田 鷹 夫

前記神戸大学教養部教授会規程第二条によると、教授会には  
構成員は教授、助教授および講師とされているが、同規程第  
七条によると部長は必要に応じ教授会にはかり構成員以外の  
者を教授会に出席させることができることになっている。し  
かし、債務者主張の教授会において助手に出席権が与えられ  
たことはこれを認めるにたる証拠がない。

(二) 債務者主張のような慣行はこれを認めるに足る証拠がない。

四について

前記神戸大学教養部教授会規程第二条によると、教授会の  
構成員は教授、助教授および講師とされているが、同規程第  
七条によると部長は必要に応じ教授会にはかり構成員以外の  
者を教授会に出席させることができることになっている。し  
かし、債務者主張の教授会において助手に出席権が与えられ  
たことはこれを認めるにたる証拠がない。

五について

債務者主張のような事実があったとしても、前記1.認定の  
本件処分に必要な手続に欠くるところはないこと勿論である。  
してみると、本件処分の手続には重大かつ明白な瑕疵がある。

四、次に、債務者は本件処分の手続に重大かつ明白な瑕疵がある旨  
主張するので、以下判断する。

1. 学校教育法第五九条、教育公務員特例法第五条第二ないし第  
五項、第九条、第一〇条、第二五条第一項第四号、国家公務員  
法第八五条、人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和三  
二年七月二二日文部省訓令）第三条第一項、国立大学の評議会  
に関する暫定措置を定める規則（同二八年四月二二日文部省令  
第一一号）、神戸大学評議会規程第四条第二項、第六条、第七  
条、神戸大学教養部教授会規程第二条、第四条第二項、第五条、  
第六条、第七条の各規定と前頭証人湯浅の証言によれば、本件  
処分に必要な手続は、まず法制上にあっては、神戸大学評議会  
がその審査にあたり債務者に対し審査説明書を交付して陳述の  
機會を与え、必要あらば参考人の出頭を求め、またはその意見  
を徴したうえ評議員の過半数の出席のもとに有効投票の過半数  
で懲戒処分に付することを決定するとともに、任命権者が人事  
院に懲戒手続進行の承認を得たうえ、任命権者が右決定に基き  
債務者に対し不服申立てができる旨およびその申立期間をも同  
時に記載した処分説明書を交付して懲戒処分を行なえばたりう  
るのであるが、ただ、神戸大学における慣行とて、評議会における  
審査以前の段階に債務者の所属する教養部教授会において教  
官人事に関する事項を審議することが要求されており、その議  
決には構成員の過半数の出席のもとに出席者の三分の二以上の  
賛成が必要とされていることが一応認められる。

2. そして、前頭証人湯浅の証言により真正に成立したものと認められる甲第一ないし一三号証、前頭甲第一二、一三号証およ  
び同証人の証言によれば、本件処分にあたっては債権者は申請  
の理由3.記載のとおりの手続を履践したこと、教養部教授会が  
債務者を懲戒処分にすることを適当と認める旨の議決をするに  
あたってはその構成員の過半数の出席のもとに出席者の三分の  
二以上の賛成が必要とされていることが一応認められる。

控訴申立書

資料2

昭和四六年(モ)第八三九号事件  
債務者 債権者 国  
松下昇

前記事件に関して神戸地方裁判所第三民事部が、昭和四八年六月十三日において、当事者の一部に交付した判決文に対し、民事訴訟法第一九四条により、少くとも、次の点について更生を申し立てる。

なお、これと同時に、とりあえず控訴申立書を提出するが、更生申立に対する決定のあとであらためて控訴申立理由書を作成・提出するので留意されたい。

昭和四八年六月二七日

債務者

(住所) 神戸市灘区赤松町一一一

昇

大阪高等裁判所 御中

松下昇

昇

註

一、判決に対する更生申立書を提出しているのでその決定が必要である。

二、六月二〇日の家宅捜査で本件申立に必要な文書が散逸したり押収されたりしたので、それらの返還、復元が必要である。

(註)

(疎明資料参照：押収品リスト)

資料3

昭和四六年(モ)第八三九号事件  
債務者 債権者 国  
松下昇

債務者 松下昇

昇

更生申立書

神戸地方裁判所第三民事部 御中

（註）該當箇所は、本号8・9頁のそれぞれに――で示した。

昭和四八年六月二七日

「それは事実関係のみを調べることである」とは、七〇年八月、岡山においての、人事院公平審理の場で、大学側処分者の代理人たちが、くりかえし主張したことであった。その思想については、これを問わないとは、権力の代弁者たちが、口をそろえて弁護した彼らの立場であった。にも拘わらず、当時すでに露呈していた彼らの意図は、この三年間に、見事に前面に押出されてきた。（註1）

「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。」といみじくも一係員の言葉に象徴されるように、事実性と思想性とは、権力の発想では不可介に結びつけられている。（註2）それを追求した、坂本氏の文書にたいして、岡山大学の各当事者は、なんら明確な返答はなしえぬまま、そしてその後のくりかえしなされた坂本氏の追求に、ただ逃げることをのみもつてして、ついに「懲戒処分書」の無理矢理の交付によって、「事実」の形成を完了したと思いつこんでいる。

それは、権力の暴力装置による去る五月十二日の排除の一方的行為によつて示された。（註3）

その存在の根柢そのものが問われている大学で、事実性はとみに稀薄化している。かつてそれのみを主張した者たちは、いま、批判者の思想に、いやでも踏みこまざるをえないのだ。あるいはいまなおそれに気付かず、あるものは、気付きながらも素知らぬふりをして。「資料」として記録されている、ひとつひとつの事実のうちに、ばくたちが読みとる思想性とは？　そして、ばくたちは、そのば

資料2

問い合わせ

昨日午後三時前、評議会のお使者さまらしい人たちを含め

て二〇人ほどが、どどとへ〇三〇に来られ、何やらわめき叫んだり、△私△の手とり足とりでポケットにもみくしゃの紙片を突っ

資料1

記

左記の者に、教養部坂本守信講師に対する懲戒処分書および処分説明書の手交を委任したことおよび立会人を命じたことを証明する。  
（W）  
1. 「通信」 3号 22~30頁  
2. 「通信」 14号 25頁以下  
3. 「通信」 14号 11頁

手交者 立会人	評議員 評議員 評議員	教養部長 田代嘉宏 杉富士雄 堀金造
事務局 教養部	人事課職員係長 事務長	人事課長 林田照彦 中直樹
事務局 教養部	人事課職員係長 事務長	田中正彦
岡山大学長	谷口澄夫	印

前記事件に関して神戸地方裁判所第三民事部が、昭和四八年六月十三日に当事者の一部に交付した判決文に対し、民事訴訟法第一九四条により、少くとも、次の点について更生を申し立てる。

なお、これと同時に、とりあえず控訴申立書を提出するが、更生申立に対する決定のあとであらためて控訴申立理由書を作成・提出するので留意されたい。

一、判決文の第十三丁裏の最終行から第十四丁表の第一行  
第十四丁裏の最終行から第十五丁表の第一行  
第十五丁裏の最終行から第十六丁表の第一行（註）

二、債務者側の代表者については変更通知がなく、代理人の一人は訴訟代理権が消滅しているはずであるにもかかわらず（疎明資料参照）判決文にそのまま記載されおり、一方債務者側への補助参加人としては二名を除いて多数の者が、債務者側への補助参加人一名と共に記載されておらず、判決文もうけとつていな。

三、判決文には民事訴訟法第一九一条に規定されている裁判官の署名、捺印がない。また、署名捺印しない、という内容の記載があるけれども裁判長が公判過程で何度も、三月までに三名で判決を出したいたと要望していたからこそ債務者側は二月に最終口頭弁論をおこなつたのである。判決が大幅に遅れたことの説明を求めると共に、もし、三名で判決を構想したのであれば、転任後といえども三名の署名捺印を、もし、それができないとしても判決当日に出廷していた三名の裁判官の署名捺印を要求する。





ここに「管理」とは、産学協同体としての大学の既成秩序を擁護し、これを強化することに他ならない。

従って、被告は原告に対し、指導教官の指導に従わないとか、成業の見込みがないとか主張するが、これを要するに原告が被告の管理方針になじまないということを自ら告白したものである。

そして被告においてこのような判断をするに至った最大の理由は、保証人問題であったわけである。

二、原告は、院生としての研究活動上、被告から指導教官の指導に従わないとか、成業の見込みがないとか云われる筋合は全然なかつた。

被告掲示の事実については、ことさらの粉飾と虚構と云いがかりにみちておりこのことは立証の過程で充分明らかにする。

ただ、一言するならば、徳大医学部における教授の横暴、研究活動の状況単位認定、学位授与等のからくりこそ問題とされるべきでありその偽偽性の中にあって原告は、終始真しであろうとしていたものである。

三、院則二〇条二項は、学校教育法六五条の趣旨に照らし、合理的に解釈されねばならない。すなわち、院生は、原則として、在学期間の自動更新が認められるところ、同但書により更新期間は合計八年間に限られ、大学は在学期間の更新を特別の事情のある場合とした上、特別の事情の認められない場合は不許可（これは更新拒絶処分である）にするものである。

ここで特別の事情は、院生の自主性を尊重し、原則として院生の在学期間延長の意思でもって足り、懲戒（学則五二条）にも比すべき場合のみ不許可となしうるということとなる。

しかるに被告は、教育的配慮を加わえて在学期間延長制度を設けたものであるゆえこれは例外的な制度であるとするが、教育的配慮とは恩恵を施すことではなく、本人の自主性を尊重することで

ある。  
又、院生の場合は、一般的な大学生よりも一層厳しい教育上のチエックを加わえていると被告は主張するが、ここに至ってはもはや被告の教育観も完全に破綻していると云わざるを得ないであろう。

#### 資料 4.

大学院生在学期間延長却下処分取消請求訴訟第四回口頭弁論（四・二七）に提出された「書証」より

##### 八書証第十一号▽△▽処分▽理由についての説明（抄）

「その間初めの約束を守らず昭和四六年一月一九日に本部において停職処分中の山本光代を守る会という名目でデモ参加していたことを学生部長から注意を受けた。又、毎週木曜日一回徳島城西病院にアルバイトしている事も助教授の報告で知った。もともと大学は教育と研究をなす場であるので研究の自由と必要性を認めます意味で指導教官としては学業成績があがっていないにかかわらず一年経過したので研究科系列委員会に在学期間延長の配慮をうがつた。三月一七日の委員会では指導教官の報告で浜本の延長願を不満足ながら再度許可してはどうかという意見であった。しかしに三月一六日学務係から保証人を山本光代にして在学期間延長を提出していると通知を受けた。指導教官は停職中のものを保証人にすることは穏当を欠くことであるからすみやかに書きなおすよう指示した。にもかかわらず之を拒絶したまま三月一七日系列委員会で討議され在学期間延長は認めるわけにはいかなくなつた。

研究の自由を教授と大学院生とが共通の目的のもとに協調してゆかなければならぬのに、ことごとに反抗的であった。研究学問、ものの本質である批判的精神をイメージエンジして反抗的言動に悩まされ指導教官の親心は全く無視されてしまった。……」

#### 資料 5.

五・二五△大学▽裁判・△▽者が梶本△薬理学▽教授の  
「成業の見込み」を審査する。

第一幕 五月晴れの空の下、病院門集会

赤提灯と五・二五△まつりを知らせる布切れに群がる医学部事務職員たち、△文字▽が入目（△足立医学部長▽の目）にふれるのをおそれて、布の前に立ちはだかる。ちょうどそこへ足立医学部長を乗せた公用車登場！事務職員全員、公用車に向って頭をさげる。職務をおえて帰りかけると入れかわりに美的管理委員長（△なぜか病院門前を美しくすることに命をかけている人。いわく「やるのなら医学部門前でやってくれ」）が部下をつれて登場。「柵に布をくくりつけてはいけません」とひきちぎる。△が布の端をもつて拡げても何故か満足せぬ美的氏、無言で布の中央をしばり持ち△文字▽が人目（△病院にやつてくるお客様の目）にふれないうよにと氣をつかう。それでも手の中からもれ出でる△文字▽が気がかりで布全体を取りあげようと△と追いかけっこをする。

——五月雨や五月晴でも降る提灯——（幕）

第一部 晴が開廷を宣言する！

裁判官登場。「起立！」（なぜかいつものように「礼！」と統かない。）……しばらく沈黙……

裁判官「立たないんですか」「立たないと退廷ですよ」

廷吏ドヤドヤ入ってきて、たつていない三人の中から一人だけ選んで連去る。他の二人は廷吏二人でつて腕をかかえて無理矢理たたせる。この瞬間、晴一ヶ開示、開廷を告げる！「礼！」晴に向い礼をする……裁判官満足そうに席につく。

第二幕 飛びかう二つの退廷命令

裁判長「合議します。」（裁判官 舞台裏へ退場）  
半時間以上も合議は続いた。この間、原告が五・二三 病院門前集会に於ける梶本△証人▽のナイフ事件で被告及び梶本△証人▽を追及すると、傍聴人席にいた藤本事務長補佐がすくとたちあがり「ナイフはなかった」とさけび、舞台におどりあがつた。（この時舞台と客席△傍聴席をしきっていた柵は砕けたり、法廷全体が舞台と化したのだ……）いつのまにかこの舞台に戻ってきていたところの先程連れ去られた人に廷吏が「退廷命令はとけましたからここにいてもらつても結構です」と告げる。

裁判官うちそろって再び登場。「起立！」「礼！」（起立しない人がいるのに全く構わない）

裁判長「検討の結果、補助参加は認めません。傍聴席に行きなさい」

山本 「私の反対訊問権は前回梶本先生が仮病気になつたため一時執行停止されたものだ。検討したというのなら法的根拠を示せ」

徳島地方裁判所民事部  
早井博昭判事

早井博昭判事

早井博昭判事

山本「それはサギだ、梶本の仮病に譲歩したことを逆用して私の声を抹殺するのか」

長 「退廷」（廷吏、両腕よりかかえて退場）  
退去命令の紙ふぶきならぬ退廷命令の雨が降る

(幕)  
五・二五 まつりから七・一三 まつりへ  
△被处分者△たちは、沈黙の△世界△に地下道をはり

實力

めぐらせるか？

資料 6

遺失物届出人 山本光代  
徳島市南蔵本町二丁目

昭和四八年五月二五日、一徳島地方裁判所第六号法廷における五・二五(55)サイまつり梶本証人の△大薬理学▽講義の最中、私の意志に反して、私の両腕を掴んだ(55)サイ廷吏が暴力的に私の△存在▽抹殺を行つてゐるドサクサ紛れに四・二七(55)サイまつりにおいて早井裁判長様が自ら私に△保証▽された、私の所有にかかるところの左記の△もの▽を何者かが持ち去りました。

推定するに、△それ▽を奪つた者は、事の深刻さと、△それ▽の持つ重みに耐えかねて、△それ▽を第六号法廷にソット投げ捨てており、恐らく現在第六号法廷の△どこか▽に落ちてゐるものと思われます。見つかり次第、届出人まで至急御返却下さるようお願ひ致します。拾得下さった方は△それ▽の一部を差し上げる用意もありま

梶本義衛証人に対する  
言

一握

以上

全き表現——沈黙の自己のものとするはどに、「私」たちは未だよく  
△世界△の△部外者△たりえていない。——当然にも△私△たちの  
△可視的表現△(テキたちと△私△たちによる△巡回劇場共同公演)  
の全ては、不可視の領域を拡大し深めていくための手段である。  
△私△たちのコトバによる表現は、テキたちの真っただ中において  
△私△への妄執△を貫ぬくためにテキたち(△私△たち)の  
△敵性△をえぐり、これを撃つためのものである。かく在る△私△  
たちの△生活△闘争△は「オレのコトバもこれまで」という状況か  
ら始まり、この思いを重ねながら続いている。沈黙の△世界△を志  
向しつつ、そのためにこそ今、過渡的にコトバを以て表現し続ける  
という無茶修業。一行のコトバを吐き出す苦痛に較べればテキたち  
が強いる幾時間かの肉体の拘束は休息と呼べるほどだ。

△大学△における△処分△がつくり出した△部外者△たる△私△  
たちは沈黙の△世界△への一条の地下道を創る作業へのにじりより  
として、△大学の△内△も△外△もないと知つたうえで△大学△  
闘争をヤリキルことを己れに課している。それは△巡回劇場共同公演△  
一つには複数の△原告△登場として現出しているが、テキたちは狙  
い違わずピタリ獲物に照準を合わせている。(考えれば至極アツタ  
リマエのハナシです。△被告席の複数はチャンと保たれておる。  
五・二五△サまつりにおける、ひとりの△補助△参加人への△不退

(21 頁よりつづく)

永続する毎日二四時間連続白黒巡回の色気にヨコの視線をチラチラ流じつつあなたの人生には萎縮するか。

(七三・六・九)

我々は河村氏と最後までともに闘う決意を持つて、ここに河村氏の法廷闘争を支援する会を発足させることを宣言する。

連絡先：東京都渋谷区渋谷一の十三の五

日本國土興業ビル八階、渋谷統合法律事務所氣付  
「河村助教授の学園復帰を支援する会」

## 東京・関東学院大学から

### 裁判闘争を開始するにあたつての決意表明

河村 隆三

キリスト教精神をかけて発足したこそ関東学院大学で、神学部が廃止されてからもう大分たちます。そして、さきごろ青山学院大学でも神学部が廃止されました。キリスト教精神のもとでハイエスはいまや死を宣告されようとしています。

キリスト教徒でない私が、このことについて発言する資格はないかも知れない。しかし、このことの中に、私は現在の大学の本質的な堕落を感じざるをえないのです。学生数の少いこと、卒業後の就職のこと……など、廃止の理由を数え上げることのなかで、今大学はその存在に必要な何かを失いつつあるように思います。

教育が人間と人間社会に役立たなくてよい、というわけではないしかし社会的に有用な教育という名の下で、今の社会に有用な教育として、結果的に資本主義社会に役立つ人間だけを育てているといふ現実がそこにはありはしないか。『役に立つ』ことだけが、私達にとって全てなのだろうか。公害問題の激発はこの考え方の結果ではなかつたのだろうか。

一九六八年以降、本学においても学生諸君による学問、教育、大學の存在意義などに対する根源的な問い合わせと、それを求める諸闘争が展開されました。不幸にしてその内容の未整理として、鋭い問題提起とは裏腹に、ゲバルトとともにあまりにも政治主義的な運動として結果し、それを解決することなく闘争が、おさまってしまいました。そして何も解決されなかつたことの証しとして、昨年の授業料値上げ問題、自治会問題において、大学当局の手になる非暴力宣言と、それに基づく緊急処置要綱、これを発動した学生処分など、従来と同じ発想で、しかし、従来以上にはつきりした形で、私

達に攻撃がはね返つてきています。

私は、非暴力宣言が、國家の暴力に言及しないで一般的に語られた学生諸君の暴力だけを対象にした点を批判し、緊急処置要綱が、管理面のみを考慮したものにすぎないとして反対してきました。そして、『要綱』にもとづき、単に授業を妨害したという理由で行なわれた四名の学生に対する除籍処分については、教育の場が、支配と秩序の場ではなく、問題点を相互に確認しあう中で解決を計ろうとした。そして最終的な手段として、大学当局に反省を求める意味で昨年一月、一教員として良心から授業ボイコットをあえて行いました。しかし当局は、この私の行為を真剣に受け取めようとはせず、教授会出席等一切の権利を停止するとともに、私が授業ボイコットの中止を明らかにした段階で、『自宅研修』という名の下で処分を行い、大学への出勤を禁止しました。そしてこの処分は半年単位で二回も延長され、いつ処分が解除されるのかも語ろうとしません。私はこれまで解決のために、当局と文書での話し合いを試みてきましたが、当局はこれを無視し続けています。そしてこの間大学内では、ビルを配ったとしてM氏が、また一方的判断に基づきK氏が解雇されるなど、魔女狩り的状況が行なわれています。このような状況を座視すべきでないと思います。

法廷闘争が一番良い方法とは思わないし、またそこで問題が解決するわけでもありません。私に残された数少い手段の一つとして、決まりました今後新たに闘いを開始するための転機として、あえて法廷での対決を決意しました。そこで、私の行為主張を再確認するとともにここに示された大学の堕落とその回復のために、私がなにをしなければならないかを考えてみるつもりです。もはや退却は考えておらず、私の全力をあげて努力するつもりです。

昭和四十八年六月十五日

### 河村助教授の学園復帰を支援する会

我々の友人である関東学院大学助教授河村隆二氏は、ここ一年余にわたり同氏に不法、不当な抑圧を加えてきた大学当局を相手に、裁判闘争を行なわねばならぬ事態に至りました。ここに河村氏の決意表明と、関係する仲間で設立した「支援する会」の趣意書をお送り御賛同と御支援を要請する次第です。

#### 「趣意書」

六十年代後半から、全国の大学において、学生諸君による教育闘争が闘かれた。そこにおいては、現在の教育の根底に対する問い合わせが行なわれた。この巨大な闘争は、左右を問わず、古い大学の中でのほんと過してきた全ての大学人、なかでも大学を支えていたと称された教員層に対して、その立場の本質的再検討と、それに基づく具体的行為を要求した。

この闘争の中で、いわゆる「進歩的」「民主的」文化人達は、彼らがしょせん自己に關係のない問題においてのみ進歩的で民主的だということが露呈された。自己の研究室が閉鎖されたときに、自己の犯して来た犯ら、積極的にではないにしろ権力に加担して来た事実、それらを真剣に考えるのではなく、「神聖な学園」を土台で踏みにじる「暴力學生」に対して機動隊の導入と、それによる学園の精神的物理的破壊を求め、あまつさえ、機動隊の陰で石を投げるまでに堕落せしめたのは、大学教授達だった。

我々は、現代教育体制の根底に迫る学生諸君の闘いが、国家権力による暴力的弾圧と、ありとあらゆる分裂策動の前に圧殺されたことを残念に思うと同時に、それを許してしまった我々の力不足を痛苦をもつて自己批判せねばならないだろう。

とともに、来るべき明日まで、別々の道を歩んでも最後に勝利の声を

ともにあげる日まで闘い続けることを明らかにしたい。我々が河村氏の法廷闘争を支援することは、まさにそうした思想の現われにはかならない。

河村氏の属する関東学院で、七十一年春以降の授業料値上げ問題、学園自治会問題において、大学側の対応は権力者の思想でしかなかった。学費値上げに関する説明会は開かず、自治会は大学当局に都合の良いものしか承認されず、大学の『管理運営』のために機動隊が導入され、ガードマンが常駐した。そうした暴力的弾圧体制の下で、非暴力主義の名のもとに、弾圧規則として「緊急処置要綱」を強引に成立させ、処分と恐迫を武器に学内支配秩序を作り上げた。ここには、学ぶ者に対する教育者としての権威失墜を権力指向によって補おうとする姿しか見い出すことができない。

河村氏が、授業妨害を理由に除籍処分された学生諸君の処分に反対したのも、本質的にはこのようない点にあったといえよう。まして授業妨害の内容が、授業開始に先立ち討論を呼びかけただけであつて、教授会決定すら四十七対四十六という、当局の論理からしてもはなはだ無理な処分であった。だからこそ、この処分に抗議して河村氏が授業をボイコットを表明するや、自己の無茶なやり方を隠蔽する必要に迫られたのだ。授業ボイコットの中止を明らかにした後も今日まで続いている氏への処分（教壇に立たせない。単位認定権を認めない。教授会等全ての会議に出席させない、そして登校禁止として自宅研修）がそれである

あまつさえ、大学当局は、河村氏の学園復帰の条件として、学生運動を支持したこれまでの氏の態度の自己批判と今後当局の考え方と方針に忠実に従う旨の確約を公表せよと迫っている。

我々は河村氏の問題が個別関東学院大学の問題に止るものだとは思わない。いや学生諸君の運動を圧殺し、次いで学内の造反教員を処分しようとする権力にたいし、今なお教育を真剣に考え、苦惱している人達全ての問題なのだ。だからこそ、この法廷闘争は勝利せねばならない。

## 京都から

京大助手竹本信弘氏を強盗予備の疑いで、指名手配している埼玉県警は、六月廿日、同氏隠避の疑いで、松下昇氏宅ほか家宅捜索。さらに同二八日・二九日の両日に亘り、各地の救援組織や個人宅を捜索した。

### 搜索令状の要旨（その一例）

昭和四八年六月十八日 浦和地裁発行 竹本信弘の隠避に関する証拠物件・書類その他これに関連するもの

### 搜索個所

神戸・岡山・徳島・京都・名古屋・福井（関係者が通信を交換しましたは出かけた各所であり、尾行・内偵のあつたことが充分に考えられる。さらにその発端は、後記京大評議会との関係）

### 押収物件

各種の印刷物・パンフ（松下昇表現集・京大新聞など）からハイド先の地図まで。（後記参照）

いま、「教官処分」の問題は、あらたな段階に入っている。そして、権力にとっては、その「救援」が、あるいはその処分反対の主張が、反権力の運動でありかつ、権力の抱えている矛盾に鋭く迫るものであることの意味が、ようやく分ってきているらしい。

以下の諸資料は、その情況を示す一部である。ぼくたちがそこからなにを再構成し、情況をどのように自己のなかへととりくむかはぼくたちひとりひとりの自由である。明らかなことは、ぼくたちの創造力が、権力の想像力を凌駕しつづけるであろう、ということだ。どのような暴力をもってしても、民衆の創造力を圧殺することはできないのだ。

## 資料 1.

同封した封筒の中には、△私△が二月二十二日付および五月三日付文書でのべた△竹本信弘△氏からの文書（複数）の一部が入っています。それらの文書には△竹本信弘△氏の署名捺印のあることを△私△は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには、△私△からの、この件に関する行動を委託されていることを示す△文書△（署名捺印のあるもの）をもつ人間の立ち会いを必要としますので申しそえています。

昭和四八年六月三日

松 下 昇 △印

京都大学評議会 御中

### 資料 2.

前略  
昭和四八年五月二十四日付のお手紙拝見致しました。御請求の委任状の件ですが△竹本信弘△氏はすでに複数の委任状を作製しており、そのうち私が提出可能な委任状について左記の点についてどうすればよいのか分りませんので至急御回答下さい。

一、委任状は原△本△を提出するのか  
二、委任状は△コピー△を提出するのか  
三、委任状と陳述請求との関係はどうなつてあるか  
なお、現在△竹本△氏には参考人についての希望と陳述に必要な関係書類、記録、その他事実及び資料の提出の準備があるとのことでしたので申し添えます。

昭和四八年六月三日

## 京都から

京大助手竹本信弘氏を強盗予備の疑いで、指名手配している埼玉県警は、六月廿日、同氏隠避の疑いで、松下昇氏宅ほか家宅捜索。さらに同二八日・二九日の両日に亘り、各地の救援組織や個人宅を捜索した。

### 搜索令状の要旨（その一例）

昭和四八年六月十八日 浦和地裁発行 竹本信弘の隠避に関する証拠物件・書類その他これに関連するもの

### 搜索個所

神戸・岡山・徳島・京都・名古屋・福井（関係者が通信を交換しましたは出かけた各所であり、尾行・内偵のあつたことが充分に考えられる。さらにその発端は、後記京大評議会との関係）

### 押収物件

各種の印刷物・パンフ（松下昇表現集・京大新聞など）からハイド先の地図まで。（後記参照）

いま、「教官処分」の問題は、あらたな段階に入っている。そして、権力にとっては、その「救援」が、あるいはその処分反対の主張が、反権力の運動でありかつ、権力の抱えている矛盾に鋭く迫るものであることの意味が、ようやく分ってきているらしい。

以下の諸資料は、その情況を示す一部である。ぼくたちがそこからなにを再構成し、情況をどのように自己のなかへととりくむかはぼくたちひとりひとりの自由である。明らかなことは、ぼくたちの創造力が、権力の想像力を凌駕しつづけるであろう、ということだ。どのような暴力をもってしても、民衆の創造力を圧殺することはできないのだ。

貴殿からの六月三日付けの京都大学評議会あての文書について、左記のとおり回答します。

神戸市灘区赤松町一丁目一番地  
松下 昇氣付  
山 本 光 代  
京都市左京区吉田本町  
京都大学本部内  
京都大学評議会 殿

### 資料 3.

### 資料 4.

（基）様式第三六号（刑訴第二二二条第一二〇条規則第九六条）  
押 収 品 目 錄 交 付 書

被疑者竹本信弘に対する犯人隠避被疑事件につき、本職は、昭和四八年六月二〇日兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一の五 松下 昇 氏方において、左記目録の物を押収したので、この目録を交付する。

昭和四八年六月二〇日

兵庫県警察本部警備課 司法警察員警部補 久木田 豊△印

### 押 収 品 目 錄

坂本守信宛の封書 松下昇名入り（便せん五枚在中）  
坂本守信宛の封書 山本光代名入り（ビラ一六枚入） 壱枚

片山恵子宛の封書 竹本信弘名入り（申入書等一二枚在中） 壱枚

びんせん（記載一三枚）

略図（高松稻荷行（中鉄）名入り）

メモ書五枚綴（七三／六／一二入り）

メモ（六・七×一〇三×（不）可視のバリケード連合△陳述△

大会名入り）

野紙（坂本名入り）記載九枚

御礼状（四八・三 吉日入り）

書留郵便物受領証（福大 竹本信弘名入り）

封書（カンパ）資料五一枚入り

封書（竹本信弘関係資料二二枚入り）

貴殿からの六月三日付けの京都大学評議会あての文書について、左記のとおり回答します。

一、委任状（竹本信弘氏の署名または印鑑証明つき記名押印のあるもの）は、原本を提出すること。  
二、一の委任状は六月二十日までに京都大学評議会あて提出すること。  
三、竹本信弘氏が貴殿を代理人として陳述請求をしたことを証明するものとして一の委任状が必要であること。  
四、一の委任状が期日までに提出されない場合には、三の陳述請求は無効となり、竹本信弘氏の陳述の機会がなくなること。  
昭和四八年六月九日

京都大学評議会事務担当部局  
京都大学庶務部庶務課長  
馬 越 領 一  
松下 昇 氏  
神戸市灘区赤松町一丁目一番地  
松下 昇氣付  
山 本 光 代 殿



抗議と要請

一九七三年六月二十八日午後

教養部 池田浩士

今回のわたしの「研究室」および「居宅」にないする強制検索はまったく何一つ正当な根拠をもたぬ不當・不法なものである。

両方あわせて数十人の私服と二個小隊の機動隊を動員・投入し合計四時間をついやしておこなわれた検索の結果が、「居宅」の場合は押収品目ゼロ、「研究室」では被疑事件とのつながりがきわめて疑わしい文書コピー二通にすぎなかつたという事実が、この不當性不法性を如実に物語っている。竹本助手処分に異をとなえる人間にたいするこのようななりふりかまわぬ弾圧は、日々じわじわとわれわれわれ国民の生活に土足でふみいってきているファシズムの姿を、われわれの目のまえにあきらかにした。

竹本助手処分にたいする自由な意見表明がこのようなかたちでただちに国家権力・警察暴力の介入をまねくとすれば、もはや評議会による処分審査が大学の自律性にもとづく公正なものでありうるといふ保障は、なにひとつ存しなくなつたといわねばならない。

わたしは、今回の検索の不當であることに強く抗議するとともに自律性を侵犯された京都大学評議会が、京都府警・埼玉県警にたいして厳重に抗議し、もはや公正におこなわれえない竹本処分審査をただちに中止するよう、強く要求する。

月二十日におこなわれた松下昇氏宅の検索では、あとかたづけに三日間を要したという。この違いは重要である。弱い立場に處する者失業者にたいして権力は笠にかかつて攻めてくる。」急に必要があつて前の晩に家ぢゅうをさがして見つからなかつた小さな品物が私服たちによつて発見されるというオマケまでついた。

教養部のわたし(たち)の研究室も同時に検索されることになつていた。これについては、私服たちがやつてくる五分ほど前に、同室の同僚から電話で知らされていた。しかし、大学当局者からは、この研究室の検索についてすら、電話による連絡さえもなかつた。午前九時十五分ごろ八人の私服たちは検索の終了を宣言した。「班長」と呼ばれた男が、わたしの要求に応じて、「検索証明書」(差押物件が何もなかつたという証明書)を書きはじめた。ところがそのあとになつて、ひとりの私服が別室でごそごそとわたしのカバンを開いているのを発見したのである。強く抗議すると、その男は顔色をかえてすぐその行為を中止した。何だかんだと八人で言いわけ強弁しようとしたが、その不法行為には弁解の余地はなく、ようやく、「そうだ、郵便受箱をまだ見ていいなかつた」と渡り舟の口実に思いあたつた彼らは、逃げるようになつた。ところがそれ明らかな不法なこの行為は、三時間におよぶこの検索で、たまたまゴミ収集日にあたつていたため外へ出そうとしていたゴミのボリ袋の汚物のなかまでかきまわしたにもかかわらず「証拠物又は没収すべきもの」がなにひとつ発見されなかつたという事実とともに、この検索そのものの不當性・不法性をよく物語ついている。なんだかんだと口実をもうけて引きのばされたすえようやく宿舎の中庭で「検索証明書」が交付されたのは、九時二十五分だった。(ただし、連中が来たときは正確に動いており、そのまま部屋に置いてあつたわたしの腕時計はどうしたわけかそのとき正確に八時二十五分をさして、うかつなことに大学に到着するまでわたしは一時間遅れでモノゴトを考えていたのである。妻の腕時計も同じだったことが夜になってわかつた。)

昨日の強制検索についてとりあえず報告する

一九七三年六月二九日

教養部 池田浩士

研究室の検索は、東慎之介教養部長や同僚たちの筋道立つた対応によって、わたしが大学に到着するまで開始されていなかつた。わたしは、大学の管理責任者たる前田学長の立会いを求めたが、この当然な要求は、大西一正事務局長の人をひととも思わぬ横柄で傲慢で一方的な態度によつてしりぞけられた。金持の貧乏人にたいするとき、小ブルジョワの被差別人民にたいするとき、この大西事務局長の対応を、わたしは強く糾弾する。なぜなら、この検索は、竹本助手処分審査と直接かかわつてゐる問題であり、まさに大学評議会の自律的な処分審査の可能性そのものが問われているにもかかわらず大西事務局長は、官憲の介入に一片の抗議姿勢さえ示さないのみが不當な検査を二度にわたつて受けつたわたしを部下たちと警察権力にまもられながら、ドナリつけ、恐喝したのである。

十一時五十分ごろから十名の検査官によつてほんの一時間にわたつておこなわれた研究室の検査には、東教養部長、同室の野村修さん、そして慣例によつて同窓会の八島委員長が立会つた。検査の成果は、「本件」との関連性がきわめて疑わしい文書のコピー二通およびその封筒だけだった。十人の私服たちは、駆けつけた学生諸君の怒りにあわてふためき、ハンドトーチー機動隊を呼んで、その棍棒と楯に救出されて帰つていつた。

この問題については、これから、いつまでも執拗に、その不當性を追及しつづければならない。ここでは、さしあたり、いくつかの問題点だけ確認しておくにとどめよう。まず第一に、今回の検査は、押収品の点からみても、検査のやりかたからみてもあきらかに不法なものであり、絶対にゆるすることはできない。(わたしが研究室検査の「立会人」などのかどうかについてすら、京都府警・中野醜警部補と、川端署警備課長とのあいだで最後まで対立・内ゲバがあつた。)竹本助手処分であれ何であれ、現体制の方針に少しでも、異をとなえる人間(ここでは、とりわけ松下昇氏)を徹底的に弾圧し、それに連帯する人間を市民社会から分離し抹殺していくことすらファシズムの手口を、ここに見ることができる。大学闘争の貴重

六月二十八日午前六時十五分、京都府宇治警察署司法警察員警部長谷義郎に指揮された京都府警および宇治署の私服警官八名(ほか数名が外で待機)が、埼玉県朝霞警察署助勤・埼玉県警本部警備第二課・司法警察員・警視高橋孝人の請求にかかる浦和地裁裁判官菊地光祐の「検査差押許可状」なる紙片をもつて、宇治市五ヶ庄京都大学職員宿舎内のわたしの「居宅付属建物及び同人使用の郵便受箱」にやってきた。職員宿舎に関しては、時計台管財課が管理していることを、かねてからさまざまな文書・回覧板などを通じて知っていたので、警察官たちにたいして、「大学当局の許可を得てきただのか?」とただしたところ、「通じて」との答えだつた。そこで、入口鉄扉の鎖錠をかけたまま、小山田重和管財課長の居宅(左京区田中閑田町京大職員宿舎)に電話をして、事情説明と責任者の立会いを求めたところ、「直接の管理責任は私にあるが、検査については何もきいていないし、上司にはかつたうえでないと何とも言えない」という無責任な答えをくりかえすのみだつた。五分近くも小山田管財課長と電話で話してゐるあいだに、私服たちは、外から勝手に鎖錠をあけて「居宅」内に乱入した。「少なくとも大学の責任者から連絡があるまで待つように」というわたしの要求は、数をたのんで押入つた彼らのまえでは無力だつた。やむなく検査令状の提示をもとめ、拒否と妨害にさからつて何とかその要旨を写しとすることができただけだつた。「松下昇」氏による「犯人隠避」容疑事件に關した検査であるという。検査は、わたしが仕事部屋兼寝室として使つてゐる四畳半(団地サイズで実質は三畳半)を中心におこなわれた。仕事にさしつかえるから、という再三の強い要求で、一冊一冊ページをめくられた本も書類も、ほぼ原状に復された。(六

な体験を通じて知りあつたわたし（たち）のすぐれた、たいせつな友人・松下昇氏とわたし（たち）を切りはなし、わたし（たち）の口と行動を封じようというのだ。筑波大学法に口で反対するのはたやすい。しかし法律というものは、こうした現実の弾圧と、その弾圧に屈服するものたちに支えられてのみ、現実的な力をもつのである。そしてなによりも、竹本処分審査に証人・参考人として登場する意志があることを評議会に申し出るやいなや合憲によって「犯人隠避」で踏みこまれるということは竹本処分が単なる手続の問題ではないことを、今回の事態はなによりもよく物語っている。

こうした官憲の介入のもとでしかなされない「処分審査」が公正でありますはずはない。京大評議会がいまさねばならぬこと、それはこの審査を即刻中止することである。そして、われわれがこれからなさねばならぬことは、法案が成立しようがすまいが着々とすすめられている筑波大学体制に反対するわれわれの側の態勢をいつそう強固にうちかため、竹本処分の不当性との処分をとりまくあらゆるファシヨン的状況を、ますます脱くあべきつづけることである。